

講演で使用した図表をいくつか提供していただきました。

[暦(れき、こよみ)年表]

日本の 暦(れき、こよみ)年表

2015-2-27 野原

時代	西暦	年号	暦(れき)の歴史=理論の歴史	暦(こよみ)の歴史=物、使い方の歴史
縄文			暦なし	
弥生			自然暦	
古墳	3世紀末		魏志倭人伝注釈「其俗正歳四節不知、但計春耕秋収為年紀」-資料A	
	372	応神		『泰和4年6月11日丙午』七支刀、石上神宮-資料B
	443	允恭		『癸未年・・・』和歌山隅田八幡神社人物画像鏡
	471	雄略		『辛亥の年7月中・・・』金刻鉄剣、稲荷山古墳
飛鳥	553	欽明14	百済に暦博士・暦本を求め、岡徳王保孫、暦法をもたらす【日本書紀】-E	
	602	推古10	百済僧、観勒 来朝暦授【日本書紀】	
	603	推古11	＜ 聖徳太子、冠位十二階制定 ＞	
	604	推古12	元嘉暦の使用始【政事要略】	
	604	推古12	＜ 聖徳太子、憲法十七条制定 ＞	
	645	大化元	大化改新、中務省陰陽寮が官暦編纂	大化改新、中務省陰陽寮が官暦作製始
	689	持統3		現存最古の暦(こよみ)明日香、石神遺跡の木簡
	692	持統6	元嘉暦と儀鳳暦を併用始【政事要略】	
	697	文武元	儀鳳暦のみを使用始【政事要略】	
701	大宝元	＜ 大宝律令完成 ＞	中務省陰陽寮が具注暦作製	
奈良	729	天平元		現存最古の具注暦(こよみ、読みは"れき") 静岡県可美村城山遺跡出土の木簡
	746	天平18		現存最古の紙暦(こよみ)正倉院、具注暦、巻物
	757	天平宝字元		漆紙の具注暦断片出土、府中武蔵台遺跡
	757	天平宝字元		万葉集「月数めばいまだ冬なりしかすがに霞たなびく春立ちぬとか」大伴家持
	764	天平宝字8	大衍暦の使用始	
	780	宝亀11		漆紙の具注暦断片出土、宮城県多賀城遺跡
平安	862	貞観4	宣明暦の使用始	
	905	延喜5		古今和歌集、巻頭首「年の内に春はきにけりひととせを去年とやいわむ今年とやいはん」在原元方
	927	延長5	官暦作成の細則集成【延喜式】	
	995頃	長徳		枕草子「すさまじきもの。方違へにいきたるに、あるじせぬ所・・・」
1008頃			源氏物語「暦博士、方違え、庚申」	
998～1021			御堂関白記：藤原道長が具注暦にメモを記入した日記(国宝・世界遺産)	
鎌倉			＜ 暦(こよみ)の需要が多くなる ＞	
	1221	承久3		宇治拾遺物語に"かなこよみ"の滑稽話(巻5)
	1226	嘉禄2		現存最古のかな暦(こよみ)、宮内庁蔵
	1317	正和6		現存最古の三島暦(具注暦)、金沢文庫
	1332	元弘2		現存最古のかな版暦(こよみ)、東洋文庫蔵
室町	1437	永享9		現存最古の三島暦(かなこよみ)、足利学校蔵
	1468	応仁2	官暦(京暦)と南部暦に相違あり	
	1500頃			三島暦(かなの版こよみ)使用域拡大
1563	永禄6	大阪暦と丹生暦に相違あり		
戦国	1582	天正10	官暦(朝廷暦)と三島暦に相違あり。北条は三島暦を使用【小田原北条記】 信長は朝廷に三島暦を強要。本能寺の変	
江戸	1631	寛永8		伊勢暦(こよみ)作製始
	1685	貞享2	貞享暦の使用始、波川春海 2011生方丁『天地明察』に描く	
	1755	宝暦5	宝暦暦の使用始	
	1765	明和2		大小こよみ流行
	1798	寛政10	寛政暦の使用始	
	1844		天保暦の使用始	
明治	1873	明治6	太陽暦(グレゴリオ暦)を使用始	

[天正10年曆問題解説]

天正10年～11年の“曆”問題（信長と朝廷の対立点） 野原良夫

天正10年 (1582年) 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 | 天正11年 (1583年) 1月 2月

太陽曆 1582年 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 | 1583年 1月 2月

京曆・大宮曆 1月大 2月小 3月大 4月小 5月小 6月大 7月小 8月大 9月大 10月大 11月小 12月大 (朔) | 1月大 2月大

三島曆 1月大 2月小 3月大 4月小 5月小 6月大 7月小 8月大 9月大 10月大 11月小 12月大 (朔) | 1月大 2月大

太陽曆 1582年 12月 22日 23日 24日 25日 26日 27日 28日 29日 30日 31日 | 1583年 1月 1日 2日 | 20日 21日 22日 23日 24日 25日 26日 27日 28日

京曆・大宮曆 12月 27日 28日 29日 (朔) 1日 2日 3日 4日 5日 6日 7日 8日 9日 | 27日 28日 29日 30日 | 1日 2日 3日 4日 5日

三島曆 12月 27日 28日 29日 1日 2日 3日 4日 5日 6日 7日 8日 9日 | 27日 28日 29日 (朔) | 1日 2日 3日 4日 5日 6日

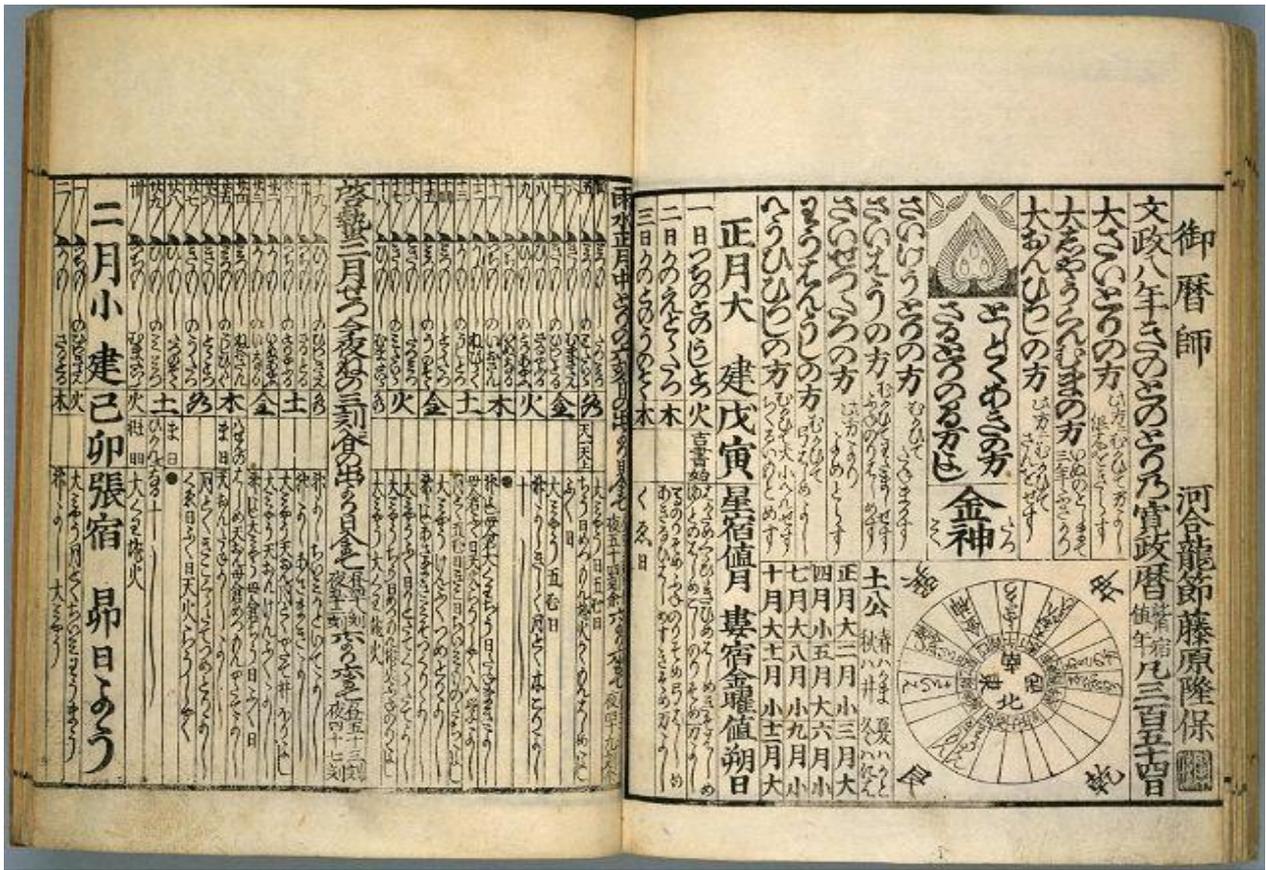
大寒 閏12月 雨水 (朔) 1月

朔：月と太陽の視位置が同じ方向になる（天球上で赤経が一致する）こと。このとき、月は太陽と同じ方向にあるので見えない。
 太陽曆では、この時刻を含む日を毎月の1日（朔日）とする。
 天正10年末～11年の 朔 の日時は、太陽曆の1583年1月23日23時52分であった。
 三島曆では、この日を“1日（朔日）”とした。この日はまた、24節季の中気“雨水”になっていた。このため、前の月に中気が無いことになり、前の月は“閏12月”となった。
 京曆（官曆）では、朔の時刻が、次ぎの日に近かったので、慣行（進朔）に従い、次の日を“1日（朔日）”とした。このため、前の月に中気“雨水”が入ることになり、“閏月”ではなく、天正11年1月となった。
 こうして、三島曆と京曆（京曆：朝廷曆）は正月“1月1日”が1ヶ月異なることになった。

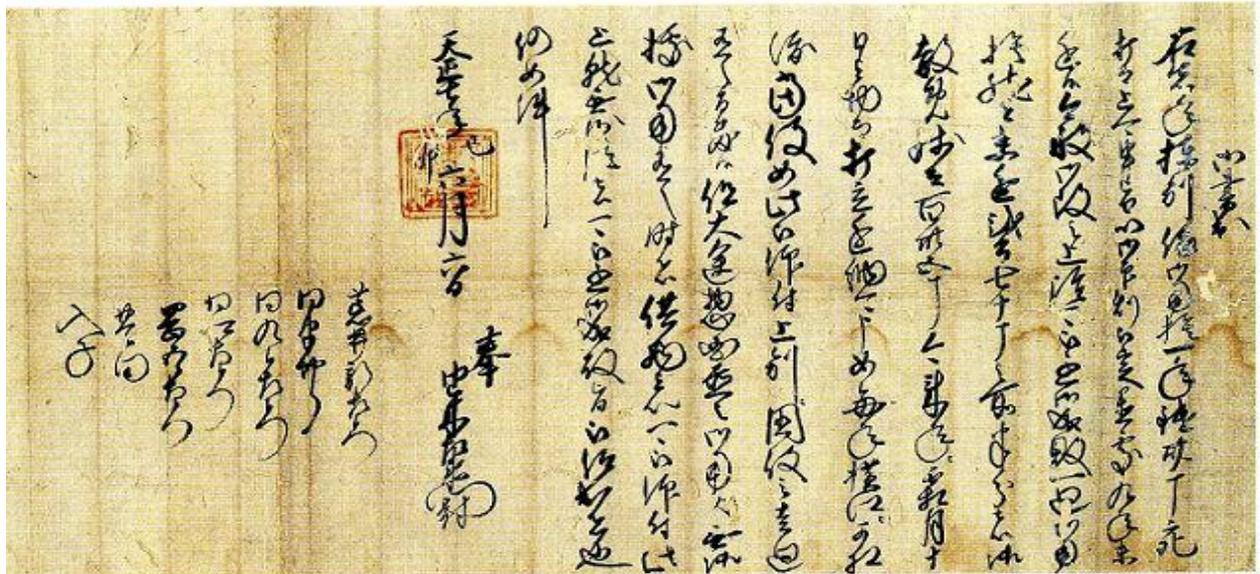
[御堂関白記(具注曆)]



[三島曆]



[氏照印判状鍛治古]



[正倉院宝物儀鳳曆]

天平勝寬八歲曆日 凡三百五十五日

正月大 二月小 三月大 四月大 五月小 六月大
 七月小 八月小 九月小 十月大 十一月小 十二月大

大將在丙申 大將軍在午 歲刑在寅
 歲破在寅 黃陽在辰 豹乞在戌

在伴太歲已下其地不可穿鑿動土固有不明據事須
 警者日与上吉并者洪發無妨

天道在己辛 人道在丁癸
 右伴或檢已下其方造舉百事往來乘之大吉
 月下亦同

天恩 大赦

或檢 月德
 右伴上吉庶事皆用之古其於空室採賊御德德井寬
 門入起土體宅及確礎前等雖非公道之月固有前據事須
 警者並用此日亦非

或封 或後 每君 高平 空成 以用
 右伴次吉亦用之与輕及五會成不可用其或後乘
 與用之公使已下不可用或為公使已上用之或封或後庶
 人已上通用之吉

或氣 閉空
 右伴輕及亦不可用与上吉并用之無妨其晦日唯利用
 除胎解法者

行儀了矣 陰陽陽錯 陽破陰衝 陰陽衝擊 陰陽衝破 陰陽衝傷
 孤陽絕陰 絕陽單陰 三深之位 或時逆法 此陰其現 陰陽俱錯 孤辰

右伴必會不可用事 殊与上吉并亦不可用
 其日不可對刺出也
 其日不可遠行 歸家 移徙 呼女 娶婦
 其日不可遠行 拜宿 移徙 呼女 娶婦 歸家
 其日蓋屋 修門 戶 櫺 櫺 破屋 屋 椽 椽 柱 柱 上 梁 並 与 他 宅 同

[石上神宮7支刀]



[曆博士召願(日本書紀)]

錦妻五月戊辰朔河内國言泉郡弟海海中
 梵音震響若雷聲光彩晃曜如日色天皇心異
 之遣溝邊直此但日直不書名字入海求訪是
 月溝邊直入海果見樟木浮海玲瓏遂取而獻
 天皇命畫工造佛像二軀今吉野寺放光樟像
 也六月遣内臣關使於百濟仍賜良馬二疋同
 船二隻弓五十張箭五十具勅云所請軍者隨
 王所須別勅醫博士易博士曆博士筆宜保番

上下令上伴色人征常相代年月宜村還使相
 代又卜書曆本種種藥物付送秋七月辛酉
 朔甲子幸樟勾官痛我大臣稱目宿袞奉勅遣
 王辰爾數錄船賦即以王辰爾為船長因賜姓
 為船史今船連之先也八月辛卯朔丁酉百濟
 遣上部奈卒科野新羅下部因德收林帶山等
 上表曰去年臣等洞議遣内臣德卒次酒任那
 大夫等奏海表諸彌移居之事伏待恩詔始春